

札幌市児童相談体制強化プラン(平成23年3月公表 推進期間:平成23年度～平成26年度)
に対する取組状況と評価等

令和元年7月末現在

方向性	具体的取組	取組状況等	自己評価・課題・今後の方向性等
1 「区役所における相談・支援体制の強化」	「(仮称)区家庭児童相談室」の設置	平成23年度から、各区健康・子ども課に「家庭児童相談室」を設置し、主査(相談・支援)と家庭児童相談員の2名を配置。 平成28年度から、各区の一般職1名を増員し、家庭児童相談担当係長、家庭児童相談員を合わせて3名体制。	職員体制の充実により、要保護児童等に係る進行管理がより確実に行えるようになった。また、個別ケース検討会議の対象件数も増加し、質的にも量的にも充実が図られた。 一方で、支援が必要な世帯に対しては、支援計画の策定や定期的なリスク評価、家庭訪問や関係機関への訪問による支援の強化など、より深く関わっていく必要があり、さらなる体制強化が必要である。
	区役所への児童福祉司等の巡回支援等	定期的な巡回支援は行っていないが、毎月、各区の家庭児童相談担当係長と、当該区を所管する児童相談所の相談係長が、要保護児童等に関する情報交換を行っている。	この取組の方向性は、第2次強化プランにおいて、各区家庭児童相談室の専門性の強化、児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有という取組に引き継がれている。 児童相談所における相談件数が増加し続ける状況を踏まえると、区家庭児童相談室への送致等を円滑に行う上で、このような取組は有効と思われる。
	研修の充実	(※第2次強化プラン「児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実」を参照)	-
2 児童相談所の相談・支援体制の強化	「(仮称)子どもホットライン」の設置	平成23年9月に「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を開設。専門の電話相談員が夜間休日の相談を受け付けることで、24時間365日の相談体制を整備している。 (現在は9名体制 平成30年度の相談件数:3,634件)	子ども安心ホットラインの開設により、夜間や休日の閉庁時間帯も含めて、一次対応ができる体制が整備された。児童虐待通告に関しては、二次対応として、電話相談員から職員(課長職等)に速報する体制にもなっている。 通常の子育て支援に係る相談は電話相談員が担い、児童虐待通告や夜間帯の養護事情の発生は職員(課長職等)が担うという役割分担が機能しており、引き続き、現行の役割を適切に果たしていくことが重要である。
	職員の資質の向上	(※第2次強化プラン「児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実」を参照)	-
	施設の整備・拡充	一時保護所の改修工事に併せて、面談室を一室拡充。	施設整備後も相談件数は増加しており、面談室の稼働率は常態的に90%を超えている状況にあることから、更なる拡充が必要である。
3 一時保護所の体制強化	一時保護所の定員拡充	一時保護所の改修工事を行い、平成28年度に一時保護定員を拡充(36名→50名)	一時保護所の定員拡充後も常態的に入所率が高い状況が続いていたが、令和元年6月以降、要保護児童の急増により定員超過が断続的に発生しており、更なる拡充が必要である。
	一時保護所の環境整備 ・生活環境の整備 ・心理的ケアの充実 ・学習環境の充実	一時保護所の改修工事により、女子・幼児棟と男子棟を設置するとともに、個室の整備及び学習室の整備等を行った。	改修工事により、従前の一時保護所に比して生活環境は改善されているが、新たな一時保護ガイドラインに一部適合していない状況にある。 混雑解消と併せた、さらなる改善が必要。
4 地域・関係機関との連携強化	地域での支えあいの推進 ・青少年育成委員会との連携強化 ・民生委員児童委員協議会、主任児童委員との連携強化	「青少年育成委員会連絡協議会」や「民生委員児童委員協議会理事会」等に出席し、児童虐待の状況、児童虐待防止に向けた取組について説明、オレンジリボン地域協力員への登録等の依頼を行うなど、情報共有を図っている。 また、それぞれの協議会は、市要保護児童対策地域協議会(要対協)の構成員としても参画していただいている。	協議会の会議や要対協の代表者会議での説明や周知依頼等を着実に重ね、児童虐待防止の取組への理解を深めていただいている。 会議では、実際の事例(虐待通告)についての質疑等も寄せられている。 今後も、こうした取組を着実に重ねていくことが重要と考えている。
	児童家庭支援センターの増設	(※第2次強化プラン「児童家庭支援センターの整備」を参照)	-
	保育所、幼稚園、学校、児童会館、教育委員会との連携強化	それぞれの関係機関には、市要保護児童対策地域協議会の構成員としても参画していただいております、定期的な情報交換等を行っているほか、要保護児童に関する個別ケース検討会議にも出席していただいている。	子どもの所属機関に対しては、今後も、それぞれの主管部局を通じての情報提供を始め、個別ケース検討会議等の場を通じての見守り等、あらゆる機会をとらえて、子どもの支援を共通の認識で行っていくよう、引き続き連携を強めていくこととしたい。
	「(仮称)オレンジリボン協力員制度」の創設	従来の「児童虐待予防地域協力員」から名称を変更し、平成23年度に「オレンジリボン地域協力員制度」を創設。合同研修や出前講座等を実施しながら、協力員の担い手を募っており、平成30年度末で16,346人が協力員になっている。	合同研修(毎年秋に4回実施)の実施により協力員への担い手を募るほか、出前講座の実施(平成30年度は20回)時にも募っている。 また、協力員へのフォローアップ研修として、年1回の講演会への参加も呼びかけている。 今後も、こうした取組を着実に重ね、児童虐待防止に向けた機運を高めていきたい。
	「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」との連携強化	児童相談所の課長職が代表者会議に、相談係長が実務者会議の構成員に、それぞれ参画している。	当該協議会に参画することで、中学卒業後の児童についての様々な相談、日中活動や就労の場についての情報を得られ、所内で共有を図ることができている。
区要保護児童対策地域協議会を活用した支援の強化	各区の要保護児童対策地域協議会については、実務者会議(H24:356件→H30:1,248件)、個別ケース検討会議(H24:139件→H30:492件)で扱う件数ともに増加している。	この間の種々の取組(関係機関の会議、要対協市代表者会議等での説明等)を通じて、各区、関係機関ともに、要対協を活用して要保護児童への支援についての理解が一定程度深まってきたことから、引き続き、着実に取組を重ねていくこととしたい。	

札幌市児童相談体制強化プラン(平成23年3月公表 推進期間:平成23年度～平成26年度)
に対する取組状況と評価等

令和元年7月末現在

方向性	具体的取組	取組状況等	自己評価・課題・今後の方向性等
5 社会的養護体制の整備	「(仮称)里親委託等推進委員会」の設置	要領策定により平成23年4月21日付けで札幌市里親委託等推進委員会を設置。 里親支援の実施にあたり必要な助言を行うこと、里親等委託率の目標を設定することを目的に、平成23年、24年に各1回委員会を実施。 平成23年の委員会において、平成26年度の里親等委託率の目標を18%と設定。	委員に各里親支援機関が入ることにより、連携強化や本市の支援事業への助言など、委託率向上に一定の効果があつた。 ただ、委託率が順調に伸びてきたこと、施設配置の里親支援専門相談員と定例会議も行っていったことから、委員会の意義が薄れ、平成25年以降は開催されていない。 委員会の在り方については、検討が必要な状況である。
	ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の促進等	ファミリーホームの設置箇所数 3か所(H23.3末) → 11か所(R1.7末) ※プラン策定時の目標はH26年度中に5か所 地域小規模児童養護施設 1か所(H23.3末) → 7か所(R1.7末) ※プラン策定時は数値目標無し	ファミリーホーム等の整備が大幅に進み、より多くの社会的養護が必要な子どもが家庭に近い環境で過ごすことができている。今後も着実に整備を進めていきたい。
	施設におけるケア単位の小規模化の促進	児童養護本体施設(5か所)のうち、施設全体の小規模グループケア化を完了した施設数 0か所(H23.3末) → 2か所(R1.7末) ※プラン策定時の目標はH26年度中に1か所	各施設の整備計画に合わせ、着実に施設の小規模グループケア化を実施してきている。なお、H30.7.6に国が発出した「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」において施設整備の方向性が転換されたことから、本通知で示された方針を踏まえて各施設と協議のうえ整備を進めていきたい。
	「(仮称)スタディメイト」派遣事業の創設	児童養護施設等に大学生等の有償ボランティアを派遣。施設入所児童は学習に困難を抱えているケースが多く、また、年齢も様々であることから、学習指導や絵本の読み聞かせなど、児童の年齢や特性に合わせた支援を行っている。	児童の学習習慣の形成や学力の向上、豊かな情操の育みを図ることができている。今後は一層の活用を促進していきたい。
	「(仮称)就労支援コーディネーター」の派遣	児童養護施設等の退所を控えた児童等が安心して自立できるよう、就労支援コーディネーターを派遣し、個々の状況に応じた支援を実施している。	就職が難しい児童に対する個別支援の他、就職先の開拓を行うなど、一定の成果を果たしている。令和元年度から社会的養護自立支援事業と統合し、生活相談支援事業と一体的に行うこととしたため、より効果的な支援が期待される。
	施設等における子どもの権利擁護体制の整備	児童養護施設等に入所となる場合は、北海道や施設団体と合同で作成した『子どもの権利ノート』を活用して、児童に対して、施設で生活を送る上で大切に守られるべき権利を伝え、困ったときに相談できる窓口の教示も行っている。 また、施設等入所後の対応については、施設等での適応状況や発達状況の観察と併せて、児童との面談により、今後の生活に対する意向などを継続的に聴取するとともに、施設等への運営指導の中で、児童が意見や苦情を述べやすい体制を構築して運用できているか、定期的な確認を行っている。	施設等において、意見箱の設置や定期面談を実施するほか、第三者も関わる苦情処理の体制を整備するなど、子どもの権利擁護の取組が図られている。 今般の児童福祉法改正において、児童が意見を述べる場合における配慮及び児童の意見表明権が規定されており、北海道が所管する施設への入所者も多いことから、北海道と調整して対応していきたい。